一般会計

五億四千万円余を追加

市議会十二月定例会から

十二月十三日から二十五日までの十三日間の会期で、市議会十二月定例会が開かれました。この十二月定例会では、

○…一般会計予算に五億四千二百八十二万円を追加補正

○…毎月の第二・第四土曜日を閉庁とすることについての条例制定

○…固定資産評価審査委員に横山三義氏が再任

――などが決まりました。

減債のための基金に約一億七千万円

今回の議会では、一般会計予算に市債の償還に備える市債管理基金積立金、除雪対策費など、五億四千二百八十二万円を追加することが認められ、今年度の一般会計歳入・歳出予算は、総額でそれぞれ百三十六億七千四百四十万八千円となりました。補正の主なものは、次のとおりです。

▽重度心身障害者医療費扶助に……四百万円

▽乳児等医療費扶助に……三百四十万円

▽精神障害者医療費扶助に……四百万円

▽工業団地造成関連の地域振興費に……四百十六万円

▽小・中学校の理科教育備品（上皿天びんなど）の購入に…三百三十八万九千円

▽ごみ処理施設の補修に……五百万円

▽除雪委託料…七千五百万円

▽商店街活性化事業交付金に……千四百十八万円

▽市債管理基金積立金に一億七千五百三十万九千円（昭和五十年代、国の景気浮揚策として公共事業投資に財源対策債という借入れ方式がとられました。昭和五十五年までの新津市の借入額は、約三億八千百七十万円ですが、この元利償還を計画的に行うための基金として積み立てています）

固定資産評価審査委員に横山氏が再任

今回の議会で、固定資産評価審査委員に、横山三義氏を選任することについて、同意が得られました。横山氏は、前期に続いて再任（任期三年）です。

固定資産評価審査委員
横山　三義氏（本町三）
七十一歳　会社役員

請願5件、発議2件を審議

今議会では、請願五件の審議が行われました。

在日韓国人の法的地位の安定化と待遇の改善を求める「"在日韓国人の法的地位協定"再協議に関する請願」や国営農業水利事業の農家負担の軽減を内容とした「国営新津郷地区償還金に関する請願」、「国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書提出を求める請願」の三件が採択となり、「労働委員会の救済命令を実行し鉄道事業の将来安定を求める請願」「母子世帯医療費無料化制度の早期実現を求める意見書の提出についての請願」の二件は、不採択となりました。

また、発議によって提案された「国民健康保険事業に対する助成措置の継続・拡充等に関する意見書」"在日韓国人の法的地位協定"再協議についての意見書」の二件は、原案どおり可決され、関係機関へ送付されました。

土曜閉庁関連条例を制定

今議会では、右のほかに次の案件も審議され、それぞれ原案どおり認められました。

○新津市の休日を定める条例など土曜閉庁方式導入に関連する条例の制定および改正

○新津市職員の給与に関する条例の一部改正（人事院勧告に基づく職員の給与、手当の改正）

○水道条例の全部改正（内容の基本は変わっていないが、一般に理解しやすいように表現や条文を整理したもの、名称も「給水条例」に）

○市道の認定および変更（荻島地内など7路線、総延長501mを新たに市道に認定。また、蒲ケ沢9号線、10号線の起点、終点を変更）

下水道特別会計なども補正

また、右に紹介した一般会計予算の補正のほかに、次のそれぞれの特別会計と水道事業会計の補正も認められました。

▷下水道事業特別会計…歳入・歳出にそれぞれ2333万5000円を追加し、総額28億9933万5000円に。

▷農業集落排水事業特別会計…歳入・歳出からそれぞれ2600万5000円を減額し、総額8289万5000円に。

▷国民健康保険特別会計…歳入・歳出にそれぞれ800万円を追加し、総額32億1354万3000円に。

▷水道事業会計…収益的支出に500万円を追加し、総額12億4080万4000円に。資本的支出に3240万円を追加し、総額4億6329万8000円に。

お買物、ご用命は市内で

住まいのガードマン
電話(0250)24-2287
㈲山中工務店
五十嵐便利屋サービス
新津市滝谷町19―3
●便所の改造
●雨漏り修理
●カワラの吹付
●風呂場の改造
（ユニットバスに入れ替え）

動物の診療・予防・検査・諸手術・入院
預り・健康管理　〈月曜日休診・急患随時〉
ニイツ動物病院
新津市本町2丁目7番21号　☎22―5976・24―6262
（総合結婚式場「一楽」より五泉方面へ200m左側）

市役所は4月から毎月第2・第4土曜日休みになります

本庁窓口業務も休みとなります

市役所は、この四月から毎月第二、第四土曜日に限り、日曜日と同様に業務を休むことになりました。

この月二回の土曜閉庁は、ゆとりある国民生活の実現をめざして、国は昨年の一月から、県では昨年四月からすでにそれぞれ実施されているものです。また、県内の市町村にあっても、こうした国や県の動きにあわせ、順次決定あるいは実施に移されており、新津市でもいろいろ検討した結果、今春四月から、月二回の「土曜閉庁」という方式に踏み切ることになりました。

なお、土曜閉庁といいましても、市の機関や施設が全部休みになるわけではありません。市民会館・図書館などのように土曜日、日曜日に利用者の多い施設や保育所、小・中学校は休みません。閉庁となる機関、施設は、左上の表のとおりです。また、出生届、婚姻届、死亡届などの戸籍届の受領、埋葬・火葬許可申請の受付については、日曜日と同様に市役所一階の警備室窓口で行います。

今後とも、日ごろからの行政サービスの改善・向上に努めてまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

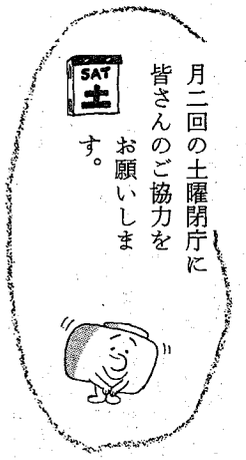

月二回の土曜閉庁に皆さんのご協力をお願いします。

■第2・第4土曜日に業務を休むところ

・市役所本庁各課
・本町二番館内　市民課サービスコーナー
・本町二番館内　母子センター
・社会教育課および中央公民館
・消防本部（管理部門）
・水道局（事務部門）
・東部地区・西部地区・金津地区の学校給食共同調理場

■第2・第4土曜日も今までどおり業務を行うところ

・福祉部門…保育所（学童保育を含む）老人福祉センター
・教育部門…幼稚園、小・中学校、勤労青少年ホーム、図書館、視聴覚センター、鉄道資料館
・体育部門…市民武道館、市民プール、荻川地区体育館、市営野球場、東町庭球場、東部運動広場
・生活環境部門…ごみ、し尿の収集、清掃センター、斎場
・農業部門…グリーンセンター、花き総合センター、家畜衛生センター
・そのほか…浄水場、ポンプ場、消防本部、消防署（管理部門を除く）、市民会館、本町二番館、石油の世界館、観光物産館

市議会の臨時会を開きます

昭和六十三年度新津市一般会計決算および特別会計決算審査を行うため、次のように委員会と臨時会を開きます。

□1月16日(火)……文教経済委員会
□1月17日(水)……厚生委員会
□1月18日(木)……建設企業委員会
□1月19日(金)……総務財政委員会
□1月23日(火)……臨時会

※都合により、日程が一部変更になることがあります。ご了承ください。

お買物、ご用命は市内で

銘菓　栗太郎
和洋御菓子司
田家屋
新津市本町四〇四三〇
TEL(22)

銘菓　雪かこい
和洋御菓子司
駿河屋
新津市本町二〇五四三
TEL(22)

肌着・化粧品
資生堂チェインストア
本町2丁目　マツヤ　☎(22)0418 (23)0630
第四銀行が向かい。北越銀行がとなり。